

○藤沢市都市計画の提案に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 21 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供等)

第 2 条 計画提案を行おうとするものは、市長に対し、計画提案に係る都市計画の素案（次条第 2 項を除き、以下「都市計画素案」という。）を作成するために必要な事項について情報提供、技術的助言等を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、都市計画素案の作成について、できる限り協力するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による求めがあつたときは、当該計画提案を行おうとするものに対し、当該計画提案に係る都市計画の基本的な考え方、計画提案の手續その他必要と認める事項について説明及び助言を行うものとする。

4 計画提案を行おうとするものは、都市計画素案の内容について、当該都市計画素案の対象となる土地の区域（以下「対象区域」という。）内の土地所有者等（法第 21 条の 2 第 1 項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）及び対象区域の周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）に対し十分な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

(提案書の様式等)

第 3 条 都市計画法施行規則（昭和 44 年建設省令第 49 号。以下「省令」という。）第 13 条の 3 第 1 3 条の 4 第 1 項に規定する提案書は、都市計画提案書（第 1 号様式）とする。

2 省令第 13 条の 3 第 1 号第 13 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する都市計画の素案は、次に掲げる書類及び図面とする。

(1) 計画提案に係る都市計画の種類、名称、位置、区域その他のこの市が定める都市計画の案を作成するために必要な事項を記載した計画書

(2) 計画提案に係る理由書

(3) 縮尺 2, 5000 分の 1 の地形図を利用して作成した計画図

3 省令第 13 条の 3 第 2 号第 13 条の 4 第 1 項第 2 号に規定する書類は、土地所有者等の同意書（第 2 号様式）とする。

(提案書の添付書類)

第4条 計画提案を行おうとするものが法人であるときは、前条第1項の提案書に当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為を添付しなければならない。

2 前条第3項の同意書には、対象区域内の土地の公図の写し及び登記事項証明書（それぞれ交付後3月以内のものに限る。）並びに借地権（法第21条の2第1項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者が当該借地権の目的である土地に所有する建物の登記事項証明書（借地権の登記がない場合に限る。）を添付しなければならない。

(計画提案者に対する協力要請)

第5条 市長は、法第21条の3の規定により計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断するに当たり、必要があると認めるときは、計画提案を行ったもの（以下「計画提案者」という。）に対し、次に掲げる書類の提出、第10条第2項の規定により開催する説明会又は公聴会への出席その他必要な協力を求めることができる

- (1) 周辺環境への影響に関する調書（第3号様式）
- (2) 土地所有者等及び周辺住民への説明に関する調書（第4号様式）及び土地所有者等及び周辺住民への説明のために使用した資料
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(都市計画決定等の判断)

第6条 市長は、次に掲げる事項を総合的に考慮して法第21条の3の規定による判断を行うものとする。

- (1) 当該都市計画素案が法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画の基準に適合していること。
- (2) 当該都市計画素案が法第6条の2第1項の規定に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、法第7条の2第1項第1号に規定する都市再開発の方針、同項第2号に規定する住宅市街地の開発整備の方針、法第18条の2第1項の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針その他のこの市のまちづくりに関する方針に即していること。
- (3) 当該都市計画素案が対象区域の周辺の生活環境への影響を配慮したものであること。
- (4) 土地所有者等及び周辺住民に十分な説明が行われ、基本的な理解が得られていること。

(計画提案者への通知)

第7条 市長は、法第21条の3の規定による判断を行った場合において、同条の規定により作成した都市計画の案を藤沢市都市計画審議会（藤沢市都市計画審議会条例（昭和31年藤

沢市条例第41号)第2条の規定により設置された藤沢市都市計画審議会をいう。以下「審議会」という。)に付議しようとするとき、又は法第21条の5第2項の規定により審議会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、当該計画提案者に判断の結果及びその理由を通知するものとする。

(意見書の提出等)

第8条 計画提案者は、前条の規定による通知があつた場合において、同条の判断について意見があるときは、当該通知があつた日から30日以内に市長に意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、その旨を審議会に報告するものとする。

3 市長は、前項の規定による報告をしようとするときは、あらかじめ、第1項の意見書を提出したものに当該報告に係る審議会の会議の日時及び場所を通知するものとする。

(意見陳述の申出)

第9条 前条第1項の意見書を提出したものは、審議会に対し、同条第3項の審議会の会議において第7条の判断について意見を陳述する機会を与えるよう申し出ることができる。

(説明会等の開催)

第10条 市長は、計画提案を踏まえた都市計画の素案(以下「都市計画市素案」という。)を作成したときは、当該都市計画市素案について土地所有者等及び周辺住民に対して説明を行うための説明会又は公聴会を開催するものとする。ただし、次項の規定による説明会又は公聴会が開催された場合において、当該都市計画市素案が同項の都市計画素案と同一の内容であるときは、この限りでない。

2 市長は、第3条第1項の提案書が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該都市計画素案について土地所有者等及び周辺住民に対して説明を行うための説明会又は公聴会を開催することができる。

(手続の進行状況の公表)

第11条 市長は、計画提案に係る都市計画の決定又は変更に関する手続の進行状況を公表するものとする。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 27 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

（藤沢市都市計画の提案に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の日前に交付された不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号。以下「整備法」という。）第 52 条の規定による改正前の商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 11 条第 1 項（整備法第 3 条の規定による改正前の非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）第 124 条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する登記簿の謄本は、改正後の第 4 条第 1 項の規定の適用については、これを登記事項証明書とみなす。整備法第 53 条第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 52 条の規定による改正前の商業登記法第 11 条第 1 項に規定する登記簿の謄本も、同様とする。

附 則（平成 29 年規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。